

# 大分県保健所災害時対応マニュアル

平成24年3月

大 分 県

# 目 次

I マニュアル作成にあたって	1
1 目的	1
2 本マニュアルの前提条件	1
II 平常時の事前措置	2
1 初動体制の強化	2
(1) 職員の初動体制	2
(2) 災害時必要な物品等の確保及び明示	4
(3) 保健所に備蓄されている救助物資	5
2 関係機関との連携強化	5
(1) 医療体制確立のための事前措置	5
(2) 被災者の保護・救護のための事前措置	6
3 防災訓練・シミュレーションおよび研修の実施	6
III 災害発生時の体制	8
1 広域応援体制の確立	8
2 勤員配備	11
(1) 参集条件	11
(2) 勤務時間外における参集場所	11
(3) 参集時の注意事項	11
IV 災害発生時における対応	13
1 災害発生時における各期の対応	13
(1) 初動期（災害発生時～）	13
(2) 緊急期（～72 時間以内）	15
(3) 応急期（3 日以降 1 ヶ月まで）	18
様式集	
資料集	

## | マニュアル作成にあたって

### 1 目的

本マニュアルは、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生を受け、大分県においても「大分県地域防災計画（地震・津波対策編）」の改定作業が進められ、平成 23 年 12 月 28 日、東日本大震災を教訓とし、「災害に上限はない、何よりも人命」という考え方の下、(ア) 津波からの避難、(イ) 要援護者への支援、(ウ) 被災者の目線、(エ) 広域大規模災害への備え、という 4 点を基本とした素案が示された。

この大分県地域防災計画素案に基づき、大規模自然災害発生時に、保健所が市町村と連携し、迅速かつ適切に対応できること、発生後の被害の復旧にあわせた柔軟な対応がとれること、あわせて発生時に備えた準備体制を整えることを目的として作成した。

また、今回の東日本大震災を教訓として、平成 23 年度、被災地の公衆衛生活動を支援する体制について検討した「災害時公衆衛生対策チーム」の動きも記載している。

本マニュアルについては、今後、国の動き、大分県地域防災計画（地震・津波対策編）の改定作業に伴い必要な改定を行う。

### 2 本マニュアルの前提条件

- (1) 災害の種類：地震・津波、豪雨・台風、火山噴火等の自然災害。
- (2) 災害の規模：広域応援要請を必要とする規模・災害救助法が適用される規模  
(管内に地区災害対策本部第 3 次体制（全職員参集）が設置される規模)
- (3) 活動の内容：大分県地域防災計画（平成 24 年 3 月改定）、大分県災害対策本部条例（昭和 37 年大分県条例第 41 号）第 5 条第 2 項及び第 6 条の規定に基づき、大分県災害対策本部に関し必要な事項を定めた大分県災害対策本部規程及び大分県災害対策本部等運営要綱に基づき災害時に保健所が行うべき活動。

## II 平常時の事前措置

発災時には、職員も被災し、庁舎が損壊していることも考えられる。

その場合においても、保健所機能復旧時間を最小限にし、迅速かつ円滑な活動が遂行できるよう、平常時の体制と対応を記載する。

### 1 初動体制の強化

#### (1) 職員の初動体制

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えることができるよう事前準備を行う。

#### ア 職員の家庭における安全確保対策の徹底

職員は、災害時に速やかに自己の職務に専念できることを可能にするため、家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めるとともに、初動期対応の準備を行うこと。

##### 【職員として準備しておくこと】

- (ア) 家族間での安否確認方法の決定（災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の設定）
- (イ) 地域での避難場所の確認
- (ウ) 非常用持出袋の準備（家族用の物品と職場持参用の物品は別とする）

家を出て、職務についていた場合、3日間は帰宅しない覚悟で準備する。

##### 《非常用持出袋の内容（例）》

食料品・飲料水・下着等の着替え・タオル・カイロ

災害用グッズ（ラジオ・懐中電灯・ヘルメット・安全靴等）

- (ア) 安心・安全メールの登録
- (オ) 大分県防災ハンドブック（連絡網・参集場所・情報収集様式）

#### イ 保健所職員の参集体制

- (ア) 所属長は、職員に対して、以下のことを行う。

- a 災害発生時の参集基準の周知
- b 災害発生時参集場所の調査【様式1】
- c 徒歩または二輪車での推定所要時間の調査
- d 参集ルートの調査

- (イ) 災害発生時参集場所の調査結果【様式1】を、福祉保健企画課へ報告する。
- (ウ) 福祉保健企画課は、各保健所から提出された参集場所調査結果を基に、参集保健所別職員名簿【様式2】を作成し、各保健所に還元する。
- (エ) 所属長は、福祉保健企画課から通知された参集保健所別職員名簿を職員に周知する。

#### ウ 保健所職員の連絡体制

- (フ) 所属長は、職員に対して、以下のことを行う。
  - a 連絡を行う発災条件を決定する。
  - b 職員の連絡網を確立する。(所外勤務時、休日・夜間等)
  - c 連絡網の常備と携帯を職員に徹底する。
  - d 連絡方法を決定する。(携帯電話、携帯メール等)
  - e 有事を想定し訓練を行う。
- (イ) 災害発生時に保健所に参集予定の職員の携帯メーリングリストを作成する。また、安否確認用の職員名簿は紙ベースでも作成し、全職員が使用できるよう周知する。

確認項目：安否状況、出勤の可否、出勤予定職場、出勤予定時刻

#### エ 関係機関との連絡体制の確立

発災初期においては、災害拠点病院をはじめ、医師師会、薬剤師会、歯科医師会、看護協会等との連絡調整が重要になるため、平常時から役割分担や情報収集や発信について、十分な検討と連携の強化が必要である。

保健所は、関係機関の連絡先や情報等を整理し、紙ベースで管理するとともに、関係機関との連絡方法を確認する。

#### (フ) 各種情報、名簿等の整理

- a 管内市町村関係課（防災主管課・保健福祉主管課・環境衛生主管課）の連絡先（電話番号・FAX番号・メールアドレス）
- b 県庁各課防災無線番号
- c 管内の災害時関係機関（災害拠点病院・医師会・歯科医師会・薬剤師会・消防・警察等）の連絡先（電話番号・FAX番号・メールアドレス）
- d 管内の医療機関等の情報（住所・電話番号）
  - ・人工透析対応可能医療機関
  - ・慢性疾患等特殊薬剤の調剤可能薬局

・人工呼吸器等医療機器取り扱い業者

- e 管内の社会福祉施設情報（位置図と住所・電話番号）
- f 災害時要援護者情報（難病・小児慢性特定疾患者等）  
\*市町村との役割分担を確認すること
- g 管内市町村の避難場所（位置図と所在地）
- ・管内市町村のハザードマップ
- h 医薬品等備蓄情報（住所及び連絡先電話番号）
- i 毒劇物取り扱い施設の情報（位置図と住所・電話番号）

#### (1) 「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS) の運用体制の整備

災害発生時、保健所に求められる第一の機能は、医療施設の被災状況・診療状況等医療情報の収集である。その情報を迅速に把握するため整備されている、「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS) を活用した医療情報ネットワークの運用点検を行い、災害発生時にシステムを使用可能となるよう所内体制を整備する。

- a EMIS の使用手順書
- b 管内医療機関の連絡方法
- c 入力情報記録表
- d 職員への周知、入力シミュレーションの実施

#### (2) 災害時必要な物品等の確保及び明示

保健所の機能復旧を最小限の時間で行うため、災害時に必要な物品等を事前に準備し、職員のだれもがいつでも使用できるように、リストの作成、保管場所の明示等をしておく。物品については、定期的にチェックする。

##### ア 必要資料

- (フ) 参集者名簿
- (イ) 保健所平面図
- (ウ) 物品リスト
- (エ) 庁舎の施錠・解錠方法等マニュアル
- (オ) 保健所のライフライン（電気・電話・水道・ガス等）不通時の業者連絡先リスト
- (カ) 「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS) 操作マニュアル

##### イ 保健所平面図に物品の位置や保管・収納場所をプロットする。

- (フ) 電気（ブレーカーの位置）

- (イ) 電話（交換機、停電用電話の位置）
- (ウ) ネットワーク（ルーター、ハブの位置）
- (エ) 水道
- (オ) ガス（ガスの元栓の位置）
- (カ) 緊急携帯電話
- (キ) ラジオ
- (ク) テレビ
- (ケ) 公用車の鍵
- (コ) ホワイトボード・文房具等
- (サ) デジタルカメラ
- (シ) 防災無線（会計管理局用度管財課配布の大分県庁電話番号簿）
- (ス) 管内地図（各市全図、住宅地図、道路地図、1/25,000 地図）
- (セ) 暖房用ストーブ（灯油）
- (リ) 防災災害対策用品
  - a 大分県の腕章
  - b 救急箱及び救急処置用品（使用期限の確認）
  - c 長靴・軍手・ヘルメット・懐中電灯・電池
  - d 飲料水・食料品
  - e 毛布等休憩室物品

### (3) 保健所に備蓄されている救助物資

地域福祉推進室から配分された救助物資については、年2回のチェックを行うこと。  
配分された救助物資の品目・数等については、資料編に掲載。

## 2 関係機関との連携強化

保健所は、災害発生時の混乱の中、関係機関が行う緊急医療活動や被災者の保護・救護が迅速かつ的確に行えるよう平常時に関係機関との連携を強化しておく必要がある。

そのためには、既存の健康危機管理連絡会議等を活用するなどして、自然災害発生時の各機関の役割の確認や連携強化を行う。

### (1) 医療体制確立のための事前措置

大規模な地震により、多数の負傷者が発生した場合、緊急医療活動が必要となる。

保健所は、関係機関が緊急医療活動を円滑に行うための事前準備として、以下のことを行う。

ア 医療機関

- (イ) 医療情報ネットワーク「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS) の活用方法と緊急時における保健所の代行入力についての相互理解を深める。
- (ロ) 各医療機関における耐震化の状況把握や災害時の傷病者受入許容量の確認等の情報交換を行う。

(2) 被災者の保護・救護のための事前措置

災害対応（被災者の保護・救護）の多くは、市町村が第一次的に行うこととなっているが、災害の規模によっては、保健所や県の支援が必要となることがあるため、市町村やその他関係機関との役割分担や情報の共有等の事前措置を行うことが必要である。

ア 管内市町村

市町村との関係においては、各市町村の地域防災計画等を参考に、以下の項目について、役割分担と支援・協力体制、具体的支援内容の確認を行う。

- (ア) 食料供給
- (イ) 給水
- (ウ) 被服寝具その他生活必需品
- (エ) 簡易トイレ供給
- (オ) 医療活動
- (カ) 保健衛生活動
- (キ) 災害時要援護者対策
- (ク) 被災動物対策

イ 管内消防・警察等

連絡窓口及び担当者の確認

ウ 地区災害対策本部（振興局）

大分県地域防災計画をもとに、以下の項目について確認を行う。

- (ア) 保健所が使用不可の場合の代替施設
- (イ) 保健所が行う災害応急対策

3 防災訓練・シミュレーションおよび研修の実施

災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、個人の災害対応能力、組織の災害対応

能力を向上させることが大切である。そのための訓練・シミュレーション、研修を実施する必要がある。

ア 防災訓練への参画

大分県、市町村、災害拠点病院が実施する防災訓練に、以下のこと留意し、積極的に参加する。

- (ア) 実践的な活動ノウハウの獲得を重視すること。
- (イ) 様々な想定のもと、生じうる問題点や課題を明確化し、関係機関相互の連携のあり方を習得することを目指して実施すること。
- (ウ) 防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、防災対策に反映すること。

イ 保健所における研修及びシミュレーションの実施

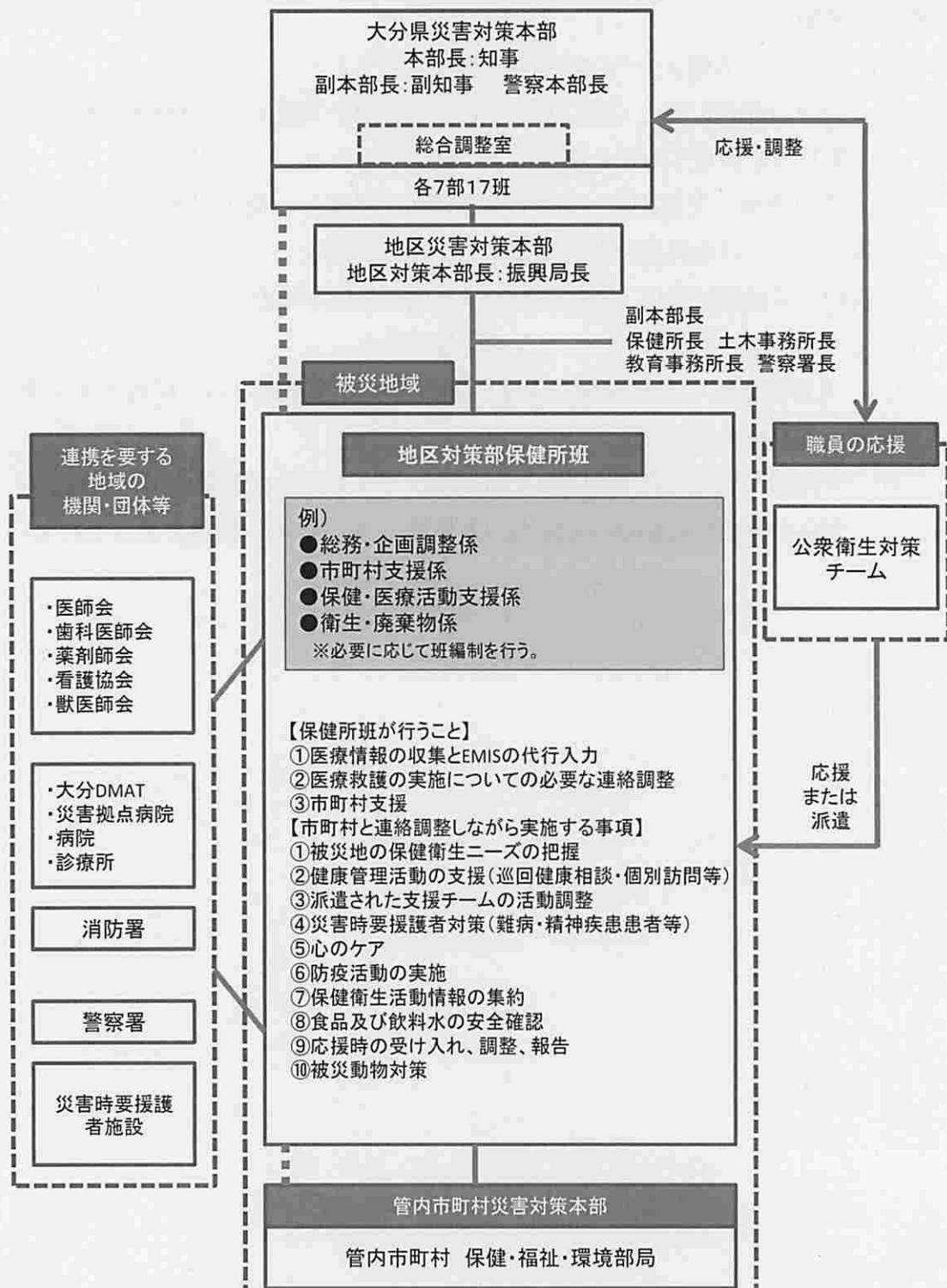
災害時の保健所活動は、被災直後から早期の対応が求められるため、具体的な想定により、訓練・シミュレーションや研修を行う。

- (ア) 災害発生時の参集訓練や保健所職員としての初動対応（保健所機能復旧訓練）の企画・実施。
- (イ) 大規模災害発生時を想定した訓練・シミュレーションの企画・実施。  
緊急医療活動におけるEMISの運用についての訓練・研修を取り入れること。

### III 災害発生時の体制

#### 1 広域応援体制の確立

被災地において地区災害対策本部における保健所の位置づけは下図のとおりである。



### 【被災時における保健所の体制】

#### ア 保健所活動本部

##### 保健所活動本部の業務

本部員：保健所長を本部長、各課長を副本部長、各班総括を本部員とする。

業 務：災害対応に係る保健所の最高意思決定機関と位置付け、以下の

(ア)～(シ)について協議・決定し、各班の業務を統括する。

- (ア) 災害対策に関する基本的な対応方針
- (イ) 保健所対策本部組織の役割分担
- (ウ) 状況に応じた現地への職員の派遣
- (エ) 応援職員の派遣要請
- (オ) 被害状況の把握
- (カ) 被害拡大防止対策
- (キ) 被災者に対する適切な保健医療の確保
- (ク) 市町村への支援及び連携
- (ケ) 本庁及び関係機関との連絡調整
- (コ) 地域住民に対する広報活動
- (サ) 必要物品の選定
- (シ) その他必要な事項

#### イ 具体的な業務を行う係

##### (ア) 総務・企画調整係

- a 保健所活動本部の運営事務
- b 県災害対策本部及び市町村災害対策本部、本庁主管課や近隣保健所等との連絡調整・情報提供
- c 所内各班の連絡調整・情報集積
- d 応援職員・派遣職員の派遣要請及び受入調整
- e EMIS による管内医療機関の被害状況把握及び緊急医療活動支援ニーズの把握

##### (イ) 保健・医療活動支援係

- a 医療救護所の設置状況の把握（所在地及び収容人数等の規模等）
- b 保健所が把握する医療依存度の高い難病患者等の安否確認及び保健指導
- c 医薬品等の調達要請への対応

## (ウ)衛生・廃棄物係

- a 所内の検査機器等の被害状況調査
- b 水道施設の被害状況調査
- c 毒劇物取り扱い施設の被害状況調査
- d 飲料水の検査及び住民への情報提供
- e 火葬場等の被害状況調査
- f 温泉地の被害状況
- g 死体の処理及び埋葬に関する情報の集約・広報
- h 特定動物飼養施設の状況把握
- i 動物取扱業者の状況把握
- j 動物の保護・一時預かり・飼い主捜し
- k 食品衛生に関する指導
- l 生活環境整備にかかる市町村担当部局との連絡調整
- m 産業廃棄物処理施設の被害状況調査
- n 市町村廃棄物処理施設の被害状況の把握
- o 廃棄物の収集場所及び処分方法の調整

## (イ) 市町村支援係

- a 市町村の被災状況およびニーズの把握
- b 市町村保健活動状況把握及び保健衛生ニーズの把握
- c 市町村保健衛生部局が実施する保健衛生活動に対する助言
- d 避難所等の栄養実態調査及び指導
- e ごみ処理にかかる市町村広域対応の調整
- f し尿処理にかかる市町村広域対応の調整
- g 仮設トイレの設置にかかる関係団体等との連絡調整
- h 避難所や災害廃棄物仮置場等における衛生面からの技術指導

## 2 勤員配備

### (1) 参集条件

#### 【勤務時間内の場合】

職員は上司の指示に従い、速やかに所定の場所で配置に付く。

#### 【勤務時間外の場合】

##### ア 風水害の時

(7) 地区災害警戒本部が設置されたとき

あらかじめ定められた要員（以下「要員」という）は直ちに登庁し、配備に付く。  
(防災連絡員を通じて要員となる職員に連絡がある)

##### イ 地震・津波の場合

(7) 振興局管内に震度5弱以上の地震が発生したとき

(1) 管内の津波予報区に津波注意報または津波警報の「津波」が発表された時、要員は連絡を待たずに直ちに登庁し、配備に付く。

ただし、管内に震度5強以上の地震が発生した時、または管内に津波警報の「大津波」が発表された時、管内の全職員は、連絡を待たずに直ちに登庁する。

### (2) 勤務時間外における参集場所

勤務時間外（夜間・休日等）に災害が発生したとき、交通途絶などにより職員が所定の場所に参集できない場合も考えられるので、次にあげる順位で県の機関に参集する。

#### 【地方機関職員】

第1順位：所属

第2順位：自分の業務に関連する最寄りの県の機関（本庁含む）

第3順位：最寄りの振興局

第4順位：最寄りの県の機関

※第1順位の所属に参集できない場合は、当該機関の長、または当該機関の長が指定する職員の指揮下に入る。

※所属以外の場所へ参集した職員は、必ず所属へ連絡を取る。

### (3) 参集時の注意事項

ア 参集にあたっては、交通機関の状況、道路の冠水・破損、橋梁の流失・損壊、堤防の決壊等に注意する。

イ 地震発生時は、徒步または二輪車（自転車・バイク）での参集を原則とする。

ウ 参集途上において被害状況を把握し報告する。（被害の有無にかかわらず、「参

「集団上情報報告書」【様式3】により所属長に報告する。

エ 多少とも揺れを覚知した際の対応

局地的に大きな震度を記録し、迅速な応援体制を確立する必要のある場合もあるので、職員は、多少とも揺れを覚知した際には、必ずテレビ・ラジオ等で震源地・震度及び津波情報の確認を行う。

## IV 災害発生時における対応

### 1 災害発生時における各期の対応

この章では、期間を（1）初動期（災害発生時～）、（2）緊急期（～72時間以内）、（3）応急期（3日目以降1ヶ月まで）として、各期における対応について記載する。

#### （1）初動期（災害発生時～）

災害発生直後、参集（登庁）できた職員で、まず、保健所機能の復旧を重点業務として実施する。

- ア 二次災害を防ぐため、建物の外壁のひび割れや窓ガラスの破損状況などを観察し、建物内部の被害が想定される場合は、1人では建物には入らない。
- イ 複数名、集合した後、庁舎に入る。
- ウ 登庁できた職員全員で、保健所機能復旧に取りかかる。
- (7) 庁舎設備の損壊状態を確認し、記録する。

a 電気

b 電話回線（緊急携帯電話含む）

c 防災無線

d 各 OA 機器（パソコン・複合機・FAX）

e ネットワーク（庁内 LAN・インターネット）

f 水道

g ガス

- (i) 損壊状況によっては、応急措置（非常用電源・ガス漏れ対応等）を行う。
- (ii) 執務室内が散乱していれば、整理整頓を行う。
- (I) 余震による二次災害に備えて、機器等の固定等安全確保を行う。
- (オ) 損壊状況について、本庁主管課へ報告する。
- (カ) 損壊状況が深刻な場合は、本庁主管課へ連絡し、代替施設へ移動する。
- エ 登庁できた職員の名簿を作成、総括責任者を決定し、福祉保健企画課へ報告する。
- オ 住所の関係で、本務場所以外の職場に参集した保健所職員の安否確認を行う。安否確認の結果を、福祉保健企画課へ報告する。
- カ 職場内（保健所長室等）に保健所活動本部を設置する。執務体制が整ったことを、福祉保健企画課へ報告する。

\* 保健所活動本部必要物品

長机・椅子・固定電話・携帯電話・衛星電話・テレビ・ラジオ・インターネット接続パソコン・ホワイトボード・付箋・管内地図・筆記用具・デジタルカメラ・腕章・保健所平面図・班編成表等

- キ 登庁途上に収集した情報を「参集途上情報報告書」【様式3】に記載し、とりまとめ、地区災害対策本部へ報告する。
- ク 地区災害対策本部（振興局）が設置された場合、所長は副本部長、保健所職員1名は地区情報室員として地区災害対策本部へ参集する。

【ポイント】

特に、休日・夜間等の勤務時間外の災害発生の場合には、通常、勤務している職員が参集しているとは限らない（保健所職員だけではない）ので、マニュアルにある保健所の平面図や物品の保管場所等がわかるような資料を平常時に準備しておく。そうすることにより、他所属勤務の職員が保健所に参集した場合でも、行動しやすい。

## (2) 緊急期（～72時間以内）

保健所の初動体制を確立し、管内の被災状況の把握を重点的に行い、保健所活動方針を決定する。

その後は、住民の生命を守るための医療・救護活動支援体制整備を最重点事項とする。

### ア 保健所活動本部の設置・運営

保健所活動本部は、保健所長を本部長、各課長を副本部長、各班総括を本部員として置き、災害対応に係る保健所の意思決定を行う。所長、課長、各班総括が参集できない場合は、次席の者を持って充てる。

### イ 各係の編制

時間が経過し、登庁職員が暫時、増えてきた場合は、総務・企画調整係、保健・医療活動支援係、衛生廃棄物係、市町村支援係の編制を行い、係の総括責任者を決定する。その後、各係における重点業務を検討するための対策会議を開催する。

災害の規模や復旧状況、他地域からの応援職員集合状況によるが、人員数により、係の編制ができない場合は、業務の優先順位を決定し、時間的経過及び地域のニーズを勘案し、傾斜配分を行うこと。緊急期における各係の主たる業務は次のとおり。余裕がある場合は、他係の主たる業務を援助し、更に余裕がある場合は、係の業務を前倒しで実施する。初動期から応急期までの各班の業務スケジュールの目安は別表1のとおり。

### ウ 各係の主たる業務

#### (1) 総務・企画調整係

- a 保健所活動本部の運営事務
- b EMIS による管内医療機関の被害状況把握及び緊急医療活動支援ニーズの把握

管内医療機関の被害状況を把握するため、EMIS への医療情報 ((a)～(c)) 未入力の病院に対して入力を要請するとともに、必要に応じて電話又は訪問確認等を行い、代行入力する。

また、福祉保健医療部と連携して、緊急医療活動支援に必要な情報 ((d)～(f)) を収集する。

- (a) 医療機関の被災状況（電気、水道、医療ガスの確保状況）及び稼働状況（手

- 術の可否、人工透析が必要な患者の受け入れ可否、現在受け入れている重症・中等症患者数等)
- (b) 医療機関から転送が必要な入院患者数
  - (c) 透析患者等難病患者が受診可能な医療機関の稼働状況
  - (d) 被災地及び近隣地域における医療機関の状況（手術、透析等の診療情報及び受け入れ可能患者数等）
  - (e) 医療救護活動に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数
  - (f) 不足する医薬品・医療資機材等の種類・量の把握
- c 県災害対策本部及び市町村災害対策本部、本庁主管課や近隣保健所等との連絡調整・情報提供

#### (1) 保健・医療活動支援係

- a 医療救護所の設置状況の把握（所在地及び収容人数等の規模等）
- b 保健所が把握する医療依存度の高い難病患者等の安否確認及び保健指導
- c 医薬品等の調達要請への対応  
保健所に対し、市町村又は災害拠点病院等医療機関から医薬品等の調達、あっせんの要請があった場合は、薬務室への調達、あっせんの要請を行う。  
\* 資料編「備蓄医薬品等の供給に係る災害時対応マニュアル」参照  
災害発生直後の初動期における医療救援活動は交通手段の低下と混乱が予想されるため、被災地の状況により薬務室から医薬品等の搬送依頼があった場合には、保健所が関係機関と連携の上、搬送が可能となるよう搬送体制の確保につとめる。

#### (2) 衛生・廃棄物係

- a 以下施設の被害状況を把握し主管課へ報告する。
  - ・ 水道施設
  - ・ 毒劇物取り扱い施設
  - ・ 産業廃棄物処理施設
  - ・ 市町村廃棄物処理施設
  - ・ 火葬場等の被害状況調査
  - ・ 特定動物飼養施設
  - ・ 所内の検査機器等査

(I) 市町村支援係

- a 市町村災害対策本部（保健衛生部局）へ職員を派遣し、被災市町村の状況把握とニーズの把握を行う。
- b 避難所の設置に伴い、市町村とともに仮設トイレが円滑に設置できるよう関係団体等との連絡調整を行う。  
併せて、市町村に対し、し尿の回収計画の策定を指示する。

### (3) 応急期（概ね3日以降1ヶ月まで）

保健所は、被災地域の医療・保健衛生ニーズを把握し、各派遣チームと連携し被災者の救援及び健康被害の拡大防止、環境衛生対策を行う。

保健所は、災害時公衆衛生対策チームと連携し、避難所を含めた被災地域全体の調整役として、以下の各班の業務を実施する。特に、医療・保健衛生活動については、災害時保健医療ネットワーク会議（以下、ネットワーク会議という。）に参画し、県を通じて地域に派遣される以下のような各種支援チームの活動支援拠点として、活動調整を行い、避難所等に派遣する。

【派遣されるチームの例とその役割】

チームの種類	役割
a 災害時公衆衛生対策チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域における医療・保健衛生ニーズ等の状況把握とアセスメント</li> <li>・アセスメントに基づく市町村が実施する保健衛生活動のプランニング</li> <li>・時期に応じた保健衛生活動に必要な技術職員の職種と人員数の判断</li> <li>・県主管課に対しての必要人員の派遣要請</li> <li>・被災保健所が行う市町村への活動支援への援助</li> </ul>
b 医療チーム	被災住民の診療や薬剤処方、看護ケアを行う。
c 健康相談チーム	被災住民の健康管理や健康相談、感染症予防活動等を行う。
d こころのケアチーム	被災住民のこころのケアに関する活動を行う。
e 栄養相談チーム	被災住民の栄養に関する相談や指導を行う。
f 歯科診療相談チーム	被災住民の歯科診療や口腔ケアに関する相談指導を行う。

＜総務・企画調整係＞

総務・企画調整係は、以下のことを実施する。

ア ネットワーク会議への参画

効果的な医療・保健衛生活動が実施されるためには、関係機関の緊密な連絡調整や情報共有が必要である。

総務・企画調整係は、各種支援チームの活動調整を行う災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、都市医師会、地区看護協会、歯科医師会、薬剤師会、市町村等で構成するネットワーク会議に参画する。

イ 被災地における医療ニーズの把握

被災地における医療救護活動を迅速・的確に実施するため、市町村及び各種支援チームと協力して次の情報を集約し、ネットワーク会議に報告するとともに、福祉保健医療部に、次の情報を提供する。

- a 医療救護所及び避難所での医療ニーズ
- b 医療機関の被害復旧状況 (EMIS 情報：電気・ガス・水道等)
- c 医薬品・医療機器等の供給状況
- d 医療機関へのアクセス状況
- e 薬局、医薬品卸等の被害状況
- f 医療救護活動に必要な医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の不足数

ウ 要保護児童等に対する災害時福祉

子ども子育て支援課の指示により以下の2点を実施する。

(ア)メンタルヘルスケアの必要な児童の把握と報告。

(イ)乳児院の被災状況と乳幼児の医療の必要性の把握と報告。

＜保健・医療活動支援係＞

保健・医療活動支援係は、以下のことを行う。

ア 保健所が把握している医療依存度の高い難病患者等への支援

保健所が把握している医療依存度の高い難病患者等に対し、必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

イ 避難所サーバランスの実施

市町村と協力し、避難所において、発熱、呼吸器症状、下痢、嘔吐等の発症者の人数をサーベイランスすることによって、集団感染の可能性を早期に探知する。

#### ウ 保健衛生活動情報の集約と広報

保健衛生活動情報を集約し、医師会・市町村・避難所・地元放送局（臨時災害放送局等を含む。）に広報するとともに、チラシ・パンフレット等により必要な情報を提供する。

#### エ 被災市町村職員等への健康相談

市町村の求めに応じて、被災市町村職員等救援活動に従事する者の健康相談に応じる。

#### ＜衛生・廃棄物係＞

衛生・廃棄物係は、以下のことを行う。

##### ア 食品衛生確保対策

- (ア) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
- (イ) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導
- (ウ) 井戸水等の水質の安全確認と消毒の指導
- (エ) 食品関連営業被災施設に対する監視指導

##### イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法に基づく対応

###### (ア) 入院が必要な感染症が発生した場合

入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置を行う。

交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害を免れた地域内の適当な医療機関へ収容する。

また、濃厚接触者（感染症患者等と飲食をともにした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施する。

###### (イ) 臨時予防接種の実施又は実施指示

臨時予防接種が必要となった場合は、予防接種法第6条および予防接種施行令第3条第1項第3号に基づき実施する。

## ウ 被災動物対策

動物救護本部や市町村、その他関係機関と協力して次の活動を行う。

必要に応じて、「動物救護現地対策本部」を保健所あるいは他の公共用地に設置する。

### (ア) 特定動物飼養施設の状況把握

所管する保健所担当課は、災害発生地域で許可している特定動物の飼養状況を、速やかに電話又は現地確認により把握する。万が一、飼養施設の破損等により特定動物の逸走が判明した場合は、直ちに捕獲するよう飼養者に指示し、必要に応じて捕獲に協力する。また、食品安全・衛生課へその旨通報する。

### (イ) 動物取扱業者の状況把握

所管する保健所等担当課は、災害発生地域で登録を受けている動物取扱業者のうち、多数の動物を飼養している施設について、動物の保管状況を速やかに電話又は現地確認により把握する。万が一、飼養施設の破損等により動物の逸走が判明した場合は、直ちに捕獲するよう動物取扱業者に指示し、必要に応じて捕獲に協力する。また、食品安全・衛生課へその旨通報する。

### (ウ) 動物の保護

負傷動物や飼養者不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

### (エ) 動物の一時預り

被災地に動物救護本部が設置した収容施設に収容しきれない場合、動物の一時預りを行う。また、被災地の保健所等の収容施設で収容しきれない動物を動物管理所または県内の各保健所へ移送する。

### (オ) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や所有者不明の動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。インターネットが利用可能の場合には動物管理所のホームページを利用して行う。

### (カ) 避難所における動物の保護

避難所を設置する市町村と協力し、飼い主に対し、避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを行う。

- a 避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援
- b 避難所から保護施設への動物受け入れ及び譲渡等の調整

### 〈市町村支援係〉

市町村支援係は、以下のことを行う。

#### ア 保健衛生活動

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、市町村が第一次的に実施するものとするが、被災地域の公衆衛生活動が円滑になされるよう、市町村を積極的に支援する。

市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村のみでは対応が困難な場合あるいは市町村から要請があった場合には、支援チーム等を活用して実施する。

#### (7) 被災地での保健衛生ニーズの把握

市町村と協力して以下の保健衛生ニーズを把握する。把握した情報をネットワーク会議に報告するとともに、必要に応じて職員の派遣を要請する。

- a 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- b 災害時要援護者に対する医療の供給状況
- c 避難所における保健衛生・医療ニーズの把握
- d 避難所等における保健衛生物品の供給状況

#### (1) 健康管理活動の実施

- a 各種支援チームを活用した相談体制の整備

市町村と協力し、家庭訪問等で把握したハイリスク者を必要な機関（支援チーム等）へ引き継ぐ等ネットワーク会議において調整する。

- b 市町村が行う健康教育等の支援

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群生活不活発病予防等の健康教育への支援を行う。

- c 栄養改善活動の実施

集団給食施設・避難所等の状況把握を行い、市町村等の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し以下の指導を行う。

- ①炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な栄養管理指導の実施
- ②巡回による栄養・食生活相談の実施及び避難所等における食事状況、栄養関連ニーズ調査の実施
- ③乳幼児、糖尿病等食事療法が必要な被災者に対する栄養相談の実施及びハイリスク者の把握
- ④県外派遣者（栄養関係）及び食事ボランティアの調整

## イ 防疫活動

下記の項目について、被災地の環境衛生状況を把握し、アセスメントを行い、市町村が行う被災地における防疫活動について、指導・助言を行う。

また、市町村において実施が困難な場合は、福祉保健部健康対策課が関係機関（大分県ペストコントロール協会）と協力して実施する。

- a 廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- b 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- c 飲食店等の衛生管理状態
- d 衛生害虫（ハエ等）の発生状況
- e 汚泥や汚水等による悪臭や粉じんの発生状況
- f 避難所における生活環境（し尿・廃棄物・水等）の状況

## ウ 給水対応

給水は、第一次的には市町村が行うが、市町村からの協力の求めに応じて、飲料水の衛生状況の把握を行う。

また、市町村のみでは給水が困難と判断された場合は、以下を実施する。

- ・災害所管区域の補給水源が汚染されていないか、衛生状況を調査する。
- ・市町村の要請に基づき、給水の所要量や運搬ルート等について情報収集する。
- ・物資支援部が編成する給水班として被災地に赴き、給水活動を行う。

災害救助法が適用された場合、必要な措置をとるための情報収集や給水の基準の確認等を行う。

### 【給水の基準】

#### (ア)飲料水を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

#### (イ)飲料水の供給方法

- a 水道法による水道用水の緊急応援
- b ろ水器等による浄水の供給
- c ボトル水等水入り容器の支給

#### (ウ)飲料水の供給期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から 7 日以内の期間とする。

#### (エ)飲料水の供給量

最小限度必要な量を供給する。

また、生活環境企画課からの指示により、被災時における温泉施設の泉源が浴用及び生活用水として利用可能かどうかについての調査を実施する。

## 工 廃棄物処理

廃棄物対策課は、災害廃棄物について、「大分県災害廃棄物等処理基本指針」に基づき、市町村に対し処理に関する助言及び情報提供を行う。

保健所は、廃棄物対策課と連携し、市町村に対し災害廃棄物の一時保管や処分等の指導助言を行う。

また、避難所等における生活環境保全のため、市町村に対して一般廃棄物の処理の指導助言を行うとともに、廃棄物対策課と連携して以下の調整を行う。

- a ごみ処理にかかる市町村広域対応の調整
- b し尿処理にかかる市町村広域対応の調整

## オ 死体の処理及び埋葬

第一次的には市町村が行うが、市町村からの協力の求めに応じて、以下の2点を行う。

- (ア)火葬施設等の被災状況・復旧状況の情報収集と報告
- (イ)死体の処理および埋葬に関する情報の集約と広報

## 災害対応タイムスケジュール(例)

# 様式集

**健康相談票**初回・( )回

保管先

方法 ・面接 ・その他 ( )	対象者 ・乳幼児 ・ねたきり ・高齢者	担当者(立場)	
		相談日:	年月日 場所:

<b>基本的な状況</b>	氏名	男・女		生年月日	M・T・S・H 年 月 日	歳		
	元の住所			連絡先				
	①現住所			連絡先				
	②新住所			連絡先				
	情報源、把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先				家族について			
	被災の状況							
	家に帰れない理由:(自宅倒壊・ライフライン不通・恐怖・避難勧告・その他)							
<b>身体的・精神的な状況</b>	既往歴	現在治療中の病気		内服薬、医療機材・器具	医療機関			
	現在の状態(自覚症状)				具体的自覚症状(参考) 頭痛・頭重／不眠／倦怠感 ／吐き気／めまい／動悸・ 息切れ／肩こり／関節痛／腰痛／目の症状／咽頭の症状 ／咳／痰／便の性状／食欲 ／体重減少／精神運動減退 ／空虚感／不満足／決断力低下／焦燥感／ゆううつ／ 朝方ゆううつ／精神運動興奮／希望喪失／悲哀感			
<b>日常生活の状況</b>		食事	移動	着脱	排泄	意思疎通	保育	その他
	自立							認知症等の有無
	一部介助							
	全介助							
	備考 必要器具など							
<b>個別相談活動</b>	相談内容				指導内容			
					今後の計画 解決 継続			

## 経過用紙

		避難場所名	氏名	No.
月 日	相談方法	相談内容	指導内容(今後の計画を含む)	担当者

## 地域活動記録

発信元( )→送信先( )

Fax:

E メール:

・災害発生後の地域の健康課題を把握・解決するのに用い、必要に応じて情報集約場所への報告に用いる

活動チーム(保・看・栄・精・事・歯・医・他 \_\_\_\_\_名)

地域名		記録日時 年 月 日 時			記録者 (立場)
被害状況	死傷者数 負傷者数 その他(住民の様子・家屋状況・がけ崩れ等)				対策本部の組織(数・場所)
住民の避難状況	避難所数 場所: 人(状況) 場所: 人(状況) 場所: 人(状況) 場所: 人(状況)				避難していない人の状況
組織的活動状況	班・組織づくり、リーダーの有無等の状況				組織活動等の状況
ライフライン・交通の状況		可・不可	不可の場所	見通し等	遮断道路・通行上の注意・交通機関の機能など
電話					
電気					
水道					
ガス					
保健医療福祉の機能やマンパワーの稼動状況	医療機関・救護所(数・場所・名称) 福祉機関(数・場所・名称) 在宅ケア(数・場所・名称) 保健活動(責任者: )				ボランティアを含むマンパワーの種類と数 名称(個人・団体)、人数、支援内容等
必要物品	不足している医薬品・衛生用品など				
情報伝達	住民への情報・伝達すべき内容				
課題と対策	住民のニーズ・優先すべき健康課題				
印象・その他申し送り事項等					

## 避難所活動記録(日報)

年 月 日	記載者(所属・職名)
-------	------------

### 避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避 難 所 の 概 況	避難所名	所在地 電話・FAX	避難者数: 昼 人・夜 人 施設の広さ
	交通状態(避難所と外との交通手段)		施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを含む)
	スペース密度 (過密・適度・余裕)		
組織 や 活動	管理統括・代表者の情報 氏名(立場) その他		
	連絡体制／命令・指揮系統		
	ボランティア		
	自主組織		
	医療の提供状況 救護所:有・無		
	地域の医師との連携:有・無		
環境 的 側 面	現在の状態		対応
	ガス・電気・給水・電話・冷暖房・照明・洗濯機・飲み水(使用可に○)		
	床( )、温湿度(適・不適)、履き替え:有・無		
	食事:回数( /日)、配食者( )、食事環境(良・不良) 主な内容( )、炊き出し(有・無)		
	清掃(良・普・不良)、ごみ処理の状況(適・不適)		
	残品処理(適・不適)、保管場所(部屋・廊下・テント・倉庫・他)		
	トイレ( 箇所、状態:良・不良)・手洗い( 箇所、消毒:有・無)		
	入浴(浴槽・シャワー)、寝具( )、清潔さ(適・不適)		
	プライバシーの確保(適・不適)、生活騒音(適・不適)		
	避難者の人間関係(良好・不良)、援助者との関係(良好・不良)		
	ペットの状況(適・不適)、その他		
	空気の流れや換気(良・不良)、粉塵(良・不良)、湿度(良・不良)		
	喫煙所(有・無)、分煙(有・無)、受動喫煙防止(適・不適)		
防 疫 的 側 面	風邪様症状(咳・発熱など)		
	食中毒様症状(下痢・嘔吐など)		
	感染症症状、その他		

	本日の状態			対応・特記事項
対象特性的側面(配慮を要する人々)	高齢者 ( )人			
	乳幼児 ( )人			
	妊産婦 ( )人			
	障害者 ( )人			
	単身者 ( )人			
	要介護 ( )人			
	感染症 ( )人			
	その他			
	(難病、認知症、精神疾患、慢性疾患、結核など)			
疾病問題	氏名	疾患名	治療継続状況	困っていること
避難所特有の健康問題	人数の把握	15歳以下	16~64	65歳以上
	便秘			
	頭痛			
	食欲不振			
	嘔吐			
	発熱			
	不眠			
	不安			
	その他			
まとめ	全体の健康状態			
	活動内容			
	印象			
	課題／申し送り			

# 仮設住宅入居世帯調査票

調査年月日 平成 年 月 日 調査者名 \_\_\_\_\_

## 1 世帯の状況

仮設住宅名				仮設住宅入居日	年 月 日
TEL		FAX		被災状況	全壊(焼)・半壊(焼)
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	TEL	
家族構成・被調査者に○印	氏名	性別	続柄	生年月日	職業
	A				
	B				
	C				
	D				
	E				
	F				
経済状況	年金・給与・生保( 福祉事務所・担当CW ) 経済的に困っている・いない				
震災の影響	家族状況変化 無・有( ) 仕事状況変化 無・有( ) その他( )				

## 2 近隣・社会との関係

交友関係	悩みを相談できる友人 有・無	仮設住宅での親しい友人 有・無
近所づきあい	全くない・あいさつする程度・会話をする程度・互いの家行き来する・用事をたのむ	
来訪者	有 親族(娘・息子・兄弟姉妹・嫁)・ボランティア・ヘルパー・その他 无	
自治会等役割	前住所では役員をしていた・現在はしていないが今後やりたい・何もしていない	
活動参加意向	サークルやグループに参加している・今後地域活動やサークルに参加したい・参加意向なし	

## 3 要援護者(上記世帯調査において3歳未満、病弱者、65歳以上、独居者については全て記入)

英字	心身状況	受療状況等	社会資源活用状況

相談・要望等	総合所見 調査者の判断 A 要対応 B 対応不要
--------	-----------------------------

## 巡回健康相談実施集計表

## 健康調査連名簿 (用途:全員把握、乳幼児、高齢者、その他)

)

- ・避難所等において、全体の健康調査を行う際に使用する。継続支援が必要な場合は○印を付し、健康相談票を作成する。
  - ・乳幼児・高齢者・介護認定者、慢性疾患患者など、特定の対象者を把握する場合にも使用する。

## 災害発生時収集場所

平成〇〇年4月1日現在

保健所名

災害担当者

TEL

FAX

緊急携帯

	職員氏名	職種	住所	TEL		第2順位	第3順位	第4順位
				自宅	携帯			
例	大分 めじろん	医師	白杵市〇〇町1丁目3-3					
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

\* 第1順位は所属とするため、第2順位から第4順位までを記入すること

\* 災害担当者は、年度当初に職員全員に調査を行い、主管課あて提出すること

様式 2

## 参考保健所別職員名簿

平成〇〇年4月1日現在  
〇〇保健所

	職員氏名	職種	住所	TEL		主所属
				自宅	携帯	
例	大分 めじろん	医師	白杵市〇〇町1丁目3-3			東部保健所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

\* 主管課は、年度当初に各保健所から提出された様式1を基に、この表を作成する

## 参集途上情報報告書

年 月 日 時 分報告

所属			氏名			
参集ルート	例) ○○町→△△町→県庁					
参集手段	・	自転車	・	バイク	・	その他 ( )
目撃した家屋、建物の倒壊現場						
1	有	無				
2	1で有の場合の場所		記載例) △△町 家屋倒壊 (1軒) マンション倒壊			
①						
②						
③						
目撃した火災発生現場						
1	有	無				
2	1で有の場合の場所		記載例) △△町 (付近)			
①						
②						
③						
道路通行に被害のあった場所						
1	有	無				
2	1で有の場合の場所		記載例) △△町 (付近)			
①						
②						
③						

# 派遣保健師引き継ぎ書

大分県

派遣期間	平成 年 月 日( )～平成 年 月 日( )
所属	
派遣保健師名	
活動状況	
課題	
引き継ぎ事項	

\* 引き継ぎ書は、任務終了後、福祉保健企画課に送付すること

送付先FAX:097-506-1732

**平成 24 年 3 月発行**

**編 集 大分県福祉保健部福祉保健企画課・健康対策課**

**大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号**

**電 話 097-506-2628・2669 (ダイヤルイン)**

**発 行 大分県福祉保健部福祉保健企画課**